

「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領」(事務運営指針) 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 1 章 定義及び基本方針	第 1 章 定義及び基本方針
(基本方針) 1－2 (1)・(2) (省 略) (3) 事前確認については、法人の予測可能性を確保し、適正かつ円滑な執行を図るため、我が国の課税権の確保に十分配慮しつつ、事案の複雑性や困難性に応じたメリハリのある事前確認審査を的確かつ迅速に行う。また、事前確認に係る手続の利便性の向上及び迅速化を図るため、事前相談に的確に対応する。 (4) (省 略)	(基本方針) 1－2 (1)・(2) (同 左) (3) 事前確認審査については、法人の予測可能性を確保し、適正・円滑な執行を図るため、我が国の課税権の確保に十分配慮しつつ、事案の複雑性・困難性に応じた審査を的確・迅速に行う。また、事前確認に係る手続の利便性向上及び迅速化を図るため、事前相談に的確に対応する。 (4) (同 左)
第 6 章 外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に関する事前確認	第 6 章 外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に関する事前確認
(事前確認の申出) 6－1 (1) 外国法人の納税地を所轄する税務署長（調査課所管法人（調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和 24 年大蔵省令第 49 号）により調査課が所管する法人をいう。以下同じ。）にあっては、国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。））。以下この章において「所轄税務署長」という。）は、当該外国法人から次に掲げる事項に係る事前確認の申出が行われた場合には、これを収受する。ただし、ロに掲げる事項に係る事前確認の申出は、イに掲げる事項に係る事前確認の申出が行われる場合に限り、これを収受する。 なお、事前確認の申出を行おうとする外国法人が事前相談を行っていない場合には、所轄税務署長は当該外国法人に対して、事前相談を行った上で事前確認の申出を行うよう指導する。 イ・ロ (省 略)	(事前確認の申出) 6－1 (1) 外国法人の納税地の所轄税務署長（調査課所管法人（調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和 24 年大蔵省令第 49 号）により調査課が所管する法人をいう。以下同じ。）にあっては、所轄国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）とする。以下同じ。）は、外国法人から次に掲げる事項に係る事前確認の申出がなされた場合には、これを収受する。ただし、ロに掲げる事項に係る事前確認の申出は、イに掲げる事項に係る事前確認の申出がなされる場合に限り、これを収受する。 イ・ロ (同 左)

改正後	改正前
(2) 事前確認の申出は、<u>外国法人が事前確認を受けようとする事業年度（以下「確認対象事業年度」という。）のうち最初の事業年度の開始の日までに、事前確認を受けようとする内部取引（以下「確認対象内部取引」という。）の相手方となる本店等の所在する国又は地域の別に、確認対象事業年度、確認対象内部取引、確認対象内部取引の相手方となる本店等及び確認対象内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等並びに事前確認を受けようとする恒久的施設帰属資本相当額の計算における比較対象法人を記載した「内部取引等に係る事前確認の申出書」（以下「確認申出書」という。）を別紙様式 1 により作成し、これを所轄税務署長に提出することにより行うものとする。</u> （注） 確認対象事業年度のうち最初の事業年度の開始の日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）（以下「祝日法」という。）に規定する休日その他一般の休日又は国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 2 条第 2 項（期限の特例）に規定する日に当たるときは、これらの日の翌日までに提出することにより行うものとする。 (3) （省 略）	(2) 事前確認の申出は、事前確認を受けようとする事業年度（以下「確認対象事業年度」という。）のうち最初の事業年度開始の日までに、<u>確認対象事業年度、事前確認を受けようとする内部取引（以下この章において「確認対象内部取引」という。）</u>、確認対象内部取引の相手方となる本店等及び確認対象内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等並びに事前確認を受けようとする恒久的施設帰属資本相当額の計算における比較対象法人をその本店等の所在する国又は地域ごとに「内部取引等に係る事前確認の申出書」（別紙様式 1。以下「確認申出書」という。）に記載して、当該確認申出書を所轄税務署長に提出することにより行うものとする。 （注） 確認対象事業年度のうち最初の事業年度開始の日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）（以下「祝日法」という。）に規定する休日その他一般の休日又は国税通則法施行令第 2 条第 2 項（期限の特例）に規定する日に当たるときは、これらの日の翌日までに提出することにより行うものとする。 (3) （同 左）
（資料の添付） 6－2 (1) 所轄税務署長は、<u>事前確認の申出を行った外国法人（以下「確認申出外国法人」という。）</u>に対し、確認申出書に次に掲げる資料を添付すること及び当該資料に誤り又は変更があった場合には、速やかに局担当課に連絡することを求める。 イ～ヲ （省 略） （注） （省 略） (2) 確認申出外国法人が、<u>明らかに、(1)イからヲまでに掲げる資料の添付を行っていない場合には、所轄税務署長は、当該確認申出外国法人に対して、速やかに、当該資料を提出することを求める。</u>	（資料の添付） 6－2 (1) 所轄税務署長は、<u>事前確認の申出を行う外国法人（以下この章において「確認申出外国法人」という。）</u>に対し、確認申出書に次に掲げる資料を添付するよう求める。 イ～ヲ （同 左） （注） （同 左） (2) 確認申出外国法人が<u>確認申出書に(1)に掲げる資料の添付を怠った場合には、6－14(4)及び6－14(5)の取扱いに基づき事前確認できない旨の通知を行うのであるが、(1)に掲げる資料の一部につき添付がなかったことについて相</u>

改正後	改正前
	<u>当の理由があると認められるときは、局担当課の判断により、当該資料の作成等に通常要すると認められる期間を限度として当該通知を行わないことができる。この場合において、局担当課は、当該確認申出外国法人に対し当該期間を明示するとともに、その間事前確認審査を保留するかどうかについて説明する。</u>
（確認申出書の送付等） 6－5 署法人課税部門は、收受した確認申出書2部（確認申出外国法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には3部）を速やかに局法人課税課に送付し、局法人課税課は、うち1部（確認申出外国法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には2部）を速やかに国税庁課税部法人課税課に送付する。局調査課は、確認申出外国法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には、收受した確認申出書1部を速やかに国税庁調査査察部調査課に送付する。庁担当課は、確認申出外国法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には、送付された当該確認申出書1部を庁相互協議室に回付する。	（確認申出書の送付等） 6－5 署法人課税部門は、收受した確認申出書2部（確認申出外国法人が相互協議を求めている場合には3部）を速やかに局法人課税課に送付し、局法人課税課は、うち1部（確認申出外国法人が相互協議を求めている場合には2部）を速やかに国税庁課税部法人課税課に送付する。局調査課は、確認申出外国法人が相互協議を求めている場合には、收受した確認申出書1部を速やかに国税庁調査査察部調査課に送付する。庁担当課は、確認申出外国法人が相互協議を求めている場合には、送付された当該確認申出書1部を庁相互協議室に回付する。
（事前相談） 6－9 (1) <u>事前相談は、事前確認の申出を行おうとする外国法人が確認申出書及び6－2(1)イからヲまでの資料を作成することに資するものであり、かつ、当該外国法人が行おうとする事前確認の申出の内容を税務当局が適切に理解し、効率的かつ迅速に審査を行うことに資するものであることを踏まえ、局担当課はこれに的確に対応する。庁担当課（相互協議を伴う事前確認に係る事前相談にあつては、庁相互協議室を含む。(2)において同じ。）は、局担当課からの連絡を受け、これに加わることができる。</u> （注） <u>確認対象事業年度の前の事業年度において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る調査が行われているときは、当該調査の終了前においても事前相談に応ずるが、当該調査の終了後において改めて事前確認の申出の内容</u>	（事前相談） 6－9 (1) <u>局担当課は、外国法人から事前相談があった場合には、これに応ずる。この場合、局担当課からの連絡を受け、庁担当課（相互協議を伴う事前確認に係る事前相談にあつては、庁相互協議室を含む。以下(2)において同じ。）は、原則として、これに加わる。</u>

改正後	改正前
<u>に係る修正の要否について相談に応ずる。</u> (2) 局担当課（事前相談に加わる庁担当課を含む。<u>(3)</u>において同じ。）は次の点に留意して<u>事前相談</u>に応ずる。 イ <u>事前確認の申出を行おうとする外国法人に対して、確認申出書の添付資料の作成要領、提出期限その他事前確認に係る手続に必要な事項を事前相談の際に十分に説明すること。</u> ロ <u>外国法人が行おうとする事前確認の申出に係る内部取引の内容を的確に把握するとともに、当該外国法人に対して、当該事前確認の申出に当たって必要な情報の提供に努めること。</u> (3) 局担当課は、<u>事前確認の申出</u>を行おうとする外国法人が提出した資料の範囲内で事前相談に応ずる。 なお、<u>局担当課が、外国法人に対して、事前相談に先立って事前相談を行うに当たり必要と認められる資料の提出を求めた場合において、当該資料が事前相談の際に提出されないときは、事前相談に適切に応ずることができない旨を説明する。</u> (4) <u>外国法人が行おうとする事前確認の申出の内容が次のイからハまでに掲げる場合に該当すると認められるときは、局担当課は、当該外国法人に対して、それぞれイからハまでに定める事項を説明する。</u> イ <u>6－13(1)イ、ハ、ニ又はへに掲げる場合 当該事前確認の申出を行っても事前確認を行うことができない旨</u> ロ <u>6－13(2)イ、ロ、ニ、ヘ、ト又はチに掲げる場合 当該事前確認の申出を行っても事前確認に係る手続を保留する旨</u>	(2) <u>事前相談は、事前確認の要否を検討する外国法人と税務当局の双方が申出について基本的な理解を共有するためのものであり、この事前相談によって外国法人における効率的な必要資料の作成及び申出後の事前確認審査の円滑化・迅速化に資するものであることを踏まえ、局担当課（事前相談に加わる庁担当課を含む。以下(3)において同じ。）は次の点に留意して相談に応ずる。</u> イ <u>確認申出書の添付資料の作成要領、提出期限その他事前確認に係る手続に必要な事項を事前相談時に十分に説明する。</u> ロ <u>事前相談の内容を的確に把握し、事前確認の申出を行うかどうか又はどのような申出を行うかについて当該外国法人が適切に判断するために必要な情報の提供に努める。</u> (3) 局担当課は、<u>相談</u>を行おうとする外国法人が<u>提示又は提出</u>した資料の範囲内で事前相談に応ずる。 なお、<u>事前相談の内容に応じ、必要な資料の提示又は提出がない場合には、当該外国法人に対し十分な相談に応ずることができない旨を説明する。</u> <u>また、例えば、事前相談の内容が6－13(1)イに掲げる場合には、当該外国法人に対し、その内容に修正等がない限り事前確認の申出を行っても事前確認ができない旨を説明する。</u>

改正後	改正前
<u>ハ 6－14(2)ハに掲げる場合 当該事前確認の申出を行っても6－14(2)の定めるところにより取り扱う旨</u> (削 除)	<u>(4) (1)の事前相談において、6－2(1)に掲げる資料の添付に係る相談があり、確認申出書の提出期限までに当該資料の一部を提出できないことについて相当の理由があると認められる場合には、6－2(2)の取扱いに準じて取り扱う。</u>
(事前確認審査) 6－10 (1) 局担当課は、速やかに当該申出に係る事前確認審査に着手し、事案の複雑性や困難性に応じたメリハリのある審査を<u>的確かつ迅速</u>に行う。また、庁担当課は、必要に応じ事前確認審査に加わる。 なお、事前確認審査を迅速に進めるためには、確認申出外国法人の協力が不可欠であることから、確認申出外国法人に対しその旨を説明し、理解を求める。 (2) (省 略) <u>(3) 局担当課は、確認申出書に6－2(1)イからヲまでに掲げる資料の添付がなかったことについて、相当の理由があると認める場合には、確認申出外国法人に対して、当該資料の提出に通常要する日数を勘案して、45日を超えない範囲内で提出期限を設定し、当該資料の提出を求める。</u> <u>(4) 局担当課は、事前確認審査のため、6－2(1)イからヲまでに掲げるもの以外の資料が必要と認められる場合には、確認申出外国法人に対してその旨を説明し、当該資料の提出を求める。</u> なお、<u>局担当課は、確認申出外国法人に対して当該資料の提出を求める場合には、当該資料の提出の準備に通常要する日数を勘案して、45日を超えない範囲内で当該資料の提出期限を設定する。</u> <u>(注) 局担当課は、確認申出外国法人から提出された資料が不正確な情報に基づき作成されたものであると判断した場合には、速やかに、当該確認申出外国法人に対して、正確な情報に基づき作成した資料を提出するよう求め</u>	(事前確認審査) 6－10 (1) 局担当課は、速やかに当該申出に係る事前確認審査に着手し、事案の複雑性・困難性に応じたメリハリのある事前確認審査を行い、<u>的確・迅速な事務処理に努める</u>。また、庁担当課は、必要に応じ事前確認審査に加わる。 なお、事前確認審査を迅速に進めるためには、確認申出外国法人の協力が不可欠であることから、確認申出外国法人に対しその旨を説明し、理解を求める。 (2) (同 左) <u>(3) 局担当課は、事前確認審査のため、6－2(1)に掲げる資料以外の資料が必要と認められる場合には、確認申出外国法人に対しその旨を説明し、当該資料の提出を求める。</u> なお、<u>事前確認審査の迅速化の観点から、局担当課は、当該資料の提出を求めるときは、当該資料の提出の準備に通常要する日数を勘案して、当該資料の提出期限を設定する。</u>

改正後	改正前
る。 (5)・(6) (省 略)	(4)・(5) (同 左)
(事前確認に係る相互協議) 6－11 (1) (省 略) (2) 局担当課は、外国法人が<u>当該外国法人の所在する国又は地域の</u>税務当局に事前相談に相当する相談又は事前確認の申出に相当する申出を行っていることを把握した場合には、当該外国法人に対し、我が国にも速やかに事前相談又は事前確認の申出を行うよう勧奨する。	(事前確認に係る相互協議) 6－11 (1) (同 左) (2) 局担当課は、外国法人が<u>外国</u>税務当局に事前相談に相当する相談又は事前確認の申出に相当する申出を行っていることを把握した場合には、当該外国法人に対し、我が国にも速やかに事前相談又は事前確認の申出を行うよう勧奨する。
(局担当課又は庁担当課と庁相互協議室との協議・連絡) 6－12 (1) (省 略) (2) 確認申出外国法人が事前確認について相互協議を求める場合において、局担当課は、事前確認審査を<u>終了</u>したときは、庁担当課を通じて<u>事前確認審査の結果</u>を庁相互協議室に連絡する。 また、庁相互協議室は、事前確認の申出に係る相互協議の結果を庁担当課を通じて局担当課に連絡する。	(局担当課又は庁担当課と庁相互協議室との協議・連絡) 6－12 (1) (同 左) (2) 確認申出外国法人が事前確認について相互協議を求める場合において、局担当課は、事前確認審査を了したときは、庁担当課を通じて<u>事前確認の申出に対する意見</u>を庁相互協議室に連絡する。 また、庁相互協議室は、事前確認の申出に係る相互協議の結果を庁担当課を通じて局担当課に連絡する。
(事前確認を行うこと又は事前確認審査を開始することが適当でない場合) 6－13 (1) 次に掲げる場合に該当することにより、確認申出外国法人が行った<u>事前確認の申出について、事前確認を行うことが適当でない</u>と認める場合には、局担当課は、庁担当課（相互協議を伴う事前確認の申出にあっては、庁相互協議室を含む。）と協議の上、確認申出外国法人に対して、<u>事前確認を行うことができない旨</u>を説明する。	(事前確認を行うことが適当でない場合) 6－13 (1) <u>例えば、次に掲げるような場合で、事前確認を行うことが適当でない</u>と認められる<u>事前確認の申出については</u>、局担当課は、庁担当課（相互協議を伴う事前確認の申出にあっては、庁相互協議室を含む。<u>以下(2)において同じ。</u>）と協議の上、確認申出外国法人に対して<u>申出の修正等を求め、当該確認申出外国法人がこれに応じないときは事前確認できない旨を当該確認申出外国法人に説明</u>する。

改正後	改正前
イ (省 略) ロ 確認申出外国法人が、事前確認審査に必要な情報を<u>6－10(3)又は(4)により局担当課が設定した期限までに提出しないことその他の当該確認申出外国法人から協力が得られない事情により、事前確認審査に支障が生じている場合</u> ハ <u>事前確認の申出が、過去に行われた事前確認の申出であってイからへまでに掲げる場合に該当することにより事前確認を行うことができないこととされたものとその内容において同一であると認められる場合</u> (注) 1 <u>「その内容において同一であると認められる場合」とは、例えば、確認対象内部取引、確認対象内部取引に係る本店等及び確認対象内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等又は恒久的施設帰属資本相当額の計算方法が、確認対象事業年度のうち3事業年度以上において同一であると認められる場合をいう。</u> 2 <u>事前確認の申出のうち過去に事前確認を行うことができないこととされた事前確認の申出とその内容において同一であると認められる部分を除いた残りの部分が一の申出として成立する場合には、一の申出として成立する当該残りの部分について事前確認の申出を取り下げるか否か又は事前確認を求めるか否かを確認申出外国法人から聴取する。この場合において、局担当課は、確認申出外国法人が当該事前確認の申出を取り下げるときは、当該確認申出外国法人に対して取下書の提出を求めた上で6－8に定める処理を行い、当該確認申出外国法人が事前確認を求めるときは、6－14(1)から(3)までに定める処理を行う。</u> ニ <u>確認対象内部取引が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがある場合</u> ホ <u>6－14(2)に定めるところにより、局担当課が、確認申出外国法人から事前確認の申出を取り下げるか否か又は相互協議を伴わない事前確認を求め</u>	イ (同 左) ロ 確認申出外国法人が、事前確認審査に必要な情報を提供しない等、当該確認申出外国法人から協力が得られない<u>こと</u>により、事前確認審査に支障が生じている場合

改正後	改正前
<u>るか否かを聴取した日の翌日から3か月を経過する日までに、当該確認申出 外国法人からの回答がなかった場合</u> へ <u>その他事前確認を行うことが適当でないと認められる場合</u> (注) 「<u>その他事前確認を行うことが適当でないと認められる場合</u>」とは、 <u>例えば、事前確認審査において把握した事実に基づき、確認対象内部取 引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認め られないことが明らかになったにもかかわらず、確認申出外国法人が事 前確認の申出の修正に応じない場合、事前確認の申出及びその取下げを 繰り返す場合などが該当する。</u> (2) <u>次に掲げる場合に該当することにより、確認申出外国法人が行った事前確認 の申出に係る事前確認審査を開始し、又は継続することが適当でないと局担当 課が判断した場合には、局担当課は、庁担当課（相互協議を伴う事前確認の申 出にあっては、庁相互協議室を含む。）と協議の上、当該確認申出外国法人に対 して、事前確認審査を開始し、又は再開することが適当であると判断するまで の間、当該事前確認の申出に係る事前確認の手続を保留する旨を説明する。な お、ホに該当する場合には、6－14(2)ロが適用される場合があることについて も併せて説明することに留意する。</u> イ 確認申出外国法人から、措置法第66条の4の3第1項（外国法人の内部 取引に係る課税の特例）の規定に基づく更正等に係る内部取引と同様の内部 取引を確認対象とする申出が<u>行われている</u>場合において、当該更正等に係る 不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決の確定を待って 事前確認審査を行う必要があると認められるとき ロ 確認申出外国法人から、確認対象内部取引以外の内部取引に係る事前確認 の申出及び相互協議の申立てが<u>行われている</u>場合において、当該相互協議の 合意を待って当該確認対象内部取引に係る事前確認審査を行う必要がある と認められるとき	(2) <u>例えば、次に掲げるような場合で、事前確認審査を開始又は継続することが 適当でないと認められる事前確認の申出については、局担当課は、庁担当課と 協議の上、確認申出外国法人に対し、事前確認審査を開始又は再開できる時期 が到来するまでの間、当該事前確認に係る手続を保留する旨を説明する。</u> イ 確認申出外国法人から、措置法第66条の4の3第1項（外国法人の内部 取引に係る課税の特例）の規定に基づく更正等に係る内部取引と同様の内部 取引を確認対象とする申出が<u>なされている</u>場合において、当該更正等に係る 不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決の確定を待って 事前確認審査を行う必要があると認められるとき ロ 確認申出外国法人から、確認対象内部取引以外の内部取引に係る事前確認 の申出及び相互協議の申立てが<u>なされている</u>場合において、当該相互協議の 合意を待って当該確認対象内部取引に係る事前確認審査を行う必要がある と認められるとき

改正後	改正前
ハ 6-2(1)トに定める資料によっては、事業活動の実態を把握できず、<u>確認対象内部取引の確認対象事業年度における実績を踏まえて事前確認審査を行う必要があると認められる場合</u> ニ 確認申出外国法人から、恒久的施設帰属資本相当額の計算における比較対象法人に係る事前確認の申出が<u>行われている</u>場合において、当該申出に係る比較対象法人の選定と同様の内容を有する他の事例における更正等に係る不服申立て、訴えについての決定、裁決若しくは判決の確定又は相互協議の合意を待って当該申出に係る事前確認審査を行う必要があると認められるとき ホ <u>相互協議を伴う事前確認の申出について、庁相互協議室から庁担当課を通じて、当該事前確認の申出に係る本店等がその所在する国又は地域の税務当局に対して行った事前確認の申出に相当する申出が当該税務当局によって収受されていないものと認められる旨の連絡を受けており、かつ、当該事前確認の申出に相当する申出が当該税務当局によって収受された旨又は収受される見込みとなった旨の連絡を受けてから事前確認審査を行うことが適当であると認められる場合</u> ヘ <u>相互協議を伴う事前確認の申出について、庁相互協議室から庁担当課を通じて、事前確認審査を終了したとしても、当分の間、相互協議が行われることが見込まれない旨の連絡を受けた場合（ホに該当する場合を除く。）</u> ト <u>確認対象事業年度の前の事業年度において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る調査が行われている場合</u> チ <u>その他事前確認審査を開始し、又は継続することが適当でないと認められる場合</u>	ハ 6-2(1)ト括弧書に定める<u>将来の事業計画、事業予測の資料等のみでは事業活動の実態を把握できないため、確認対象内部取引に係る事実又は状況が確定するのを待って事前確認審査を行う必要があると認められるとき</u> ニ 確認申出外国法人から、恒久的施設帰属資本相当額の計算における比較対象法人に係る事前確認の申出が<u>なされている</u>場合において、当該申出に係る比較対象法人の選定と同様の内容を有する他の事例における更正等に係る不服申立て、訴えについての決定、裁決若しくは判決の確定又は相互協議の合意を待って当該申出に係る事前確認審査を行う必要があると認められるとき
（事前確認の通知） 6-14 (1) 相互協議を伴う事前確認の申出について、<u>局担当課は、</u>庁担当課を通じて庁	（事前確認審査の結果の通知） 6-14 (1) <u>局担当課は、</u>相互協議を伴う事前確認の申出に<u>つき、</u>庁担当課を通じて庁相

改正後	改正前
<u>相互協議室から相互協議の合意が成立した旨の通知を受けた場合には、必要に応じ、確認申出外国法人から事前確認の申出の修正を受けた上で、速やかに、事前確認を行う旨を所轄税務署長に連絡する。</u> (2) <u>相互協議を伴う事前確認の申出について、次に掲げる場合に該当するときは、局担当課は、確認申出外国法人から当該事前確認の申出を取り下げるか否か又は相互協議を伴わない事前確認を求めるか否かを聴取する。この場合において、局担当課は、当該確認申出外国法人が当該事前確認の申出を取り下げるときは、当該確認申出外国法人に対して取下書の提出を求めた上で6－9に定める処理を行い、当該確認申出外国法人が相互協議を伴わない事前確認を求めるときは、(3)に定める処理を行う。</u> <u>イ 庁相互協議室から庁担当課を通じて相互協議の合意が成立しなかった旨の通知を受けた場合</u> <u>ロ 庁相互協議室から庁担当課を通じて当該確認申出外国法人による事前確認の申出に係る当該確認申出外国法人の本店等がその所在する国又は地域の税務当局に対して行った事前確認の申出に相当する申出が当該税務当局によって収受されていないものと認められる旨の連絡を受けており、かつ、確認対象事業年度のうち最初の事業年度の開始の日の翌日から3年を経過する日までに、庁相互協議室から庁担当課を通じて、当該税務当局によって当該事前確認の申出に相当する申出が収受された旨又は収受される見込みとなった旨の連絡を受けていない場合</u> <u>ハ 事前確認の申出が、過去に庁相互協議室から庁担当課を通じて相互協議の合意が成立しなかった旨の通知を受けたものとその内容において同一であると認められる場合</u> (注) 1 「その内容において同一であると認められる場合」とは、例えば、<u>確認対象内部取引、確認対象内部取引の相手方となる本店等及び確認</u>	<u>互協議室から相互協議の合意結果について通知を受けた場合には、当該合意結果に従い、確認申出外国法人に対し当該申出の修正を求める等所要の処理を行った上で、当該合意結果に基づき事前確認する旨を速やかに所轄税務署長に連絡する。</u> (2) <u>局担当課は、相互協議を伴う事前確認の申出につき、庁担当課を通じて庁相互協議室から相互協議の合意が成立しなかった旨の通知を受けた場合には、確認申出外国法人から当該申出を取り下げるか又は相互協議によることなく事前確認を受けるかについて意見を聴取し、6－8又は(3)若しくは(4)に定める処理を速やかに行う。</u>

改正後	改正前
<u>対象内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等又は恒久的施設帰属資本相当額の計算方法が、確認対象事業年度のうち3事業年度以上において同一であると認められる場合をいう。</u> <u>2 事前確認の申出のうち過去に相互協議の合意が成立しなかった旨の通知を受けた事前確認の申出とその内容において同一であると認められる部分を除いた残りの部分が一の申出として成立する場合には、一の申出として成立する当該残りの部分について事前確認の申出を取り下げるか否か又は事前確認を求めるか否かを確認申出外国法人から聴取する。この場合において、局担当課は、確認申出外国法人が当該事前確認の申出を取り下げるときは、当該確認申出外国法人に対して取下書の提出を求めた上で、6－8に定める処理を行い、当該確認申出外国法人が事前確認を求めるときは、(1)から(3)までに定める処理を行う。</u> (3) <u>相互協議を伴わない事前確認の申出について、事前確認審査の結果、その内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められる場合又は局担当課が事前確認の申出の修正を求め、確認申出外国法人が当該修正に応じた場合には、局担当課は、速やかに、所轄税務署長に事前確認を行う旨を連絡する。この場合において、確認申出外国法人が当該事前確認の申出の修正に応じないときは、6－13(1)への定めに該当することに留意する。</u> (4) <u>局担当課は、6－13(1)の定めにより確認申出外国法人に対して事前確認を行うことができない旨を説明した場合には、速やかに、その旨を所轄税務署長に連絡する。</u>	(3) <u>局担当課は、相互協議を伴わない事前確認の申出につき、事前確認審査の結果、確認申出外国法人が申し出た内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められる場合(6－1(1)ロに掲げる事項について事前確認の申出を行っている場合においては、当該内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められ、かつ、当該確認申出外国法人が申し出た恒久的施設帰属資本相当額の計算における比較対象法人が適切であると認められるときに限る。)には、確認申出外国法人の当該申出の内容を確認する旨を速やかに所轄税務署長に連絡する。</u> (4) <u>局担当課は、事前確認審査の結果、確認申出外国法人が申し出た内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められない場合若しくは恒久的施設帰属資本相当額の計算における比較対象法人が適切であると認められない場合又は確認申出外国法人が6－2(1)に掲げる資料の添付を怠った場合、6－10(3)に定める資料の提出に応じない場合若しくは6－</u>

改正後	改正前
(5) 所轄税務署長は、<u>確認申出外国法人に対し、局担当課から(1)又は(3)の連絡を受けたときは、速やかに、別紙様式2により作成した「内部取引等に係る事前確認の通知書」により事前確認を行う旨の通知を行い、また、(4)の連絡を受けたときは、速やかに、別紙様式3により作成した「内部取引等に係る事前確認ができない旨の通知書」により事前確認を行うことができない旨の通知を行う。</u>	<u>13(1)の定めに基づき事前確認できないと判断した場合には、庁担当課(相互協議を伴う事前確認の申出にあつては、庁相互協議室を含む。)と協議の上、当該内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等又は当該恒久的施設帰属資本相当額の計算における比較対象法人を事前確認できない旨を速やかに所轄税務署長に連絡する。</u> (5) 所轄税務署長は、局担当課から(1)若しくは(3)又は(4)の連絡を受けた場合には、<u>確認申出外国法人に対し、「内部取引等に係る事前確認の通知書」(別紙様式2)又は「内部取引等に係る事前確認ができない旨の通知書」(別紙様式3)により事前確認する旨又は事前確認できない旨の通知を速やかに行う。</u>
(事前確認の効果) 6-15 所轄税務署長は、6-14(5)の取扱いにより事前確認を行う旨の通知を受けた外国法人(以下この章において「確認外国法人」という。)が事前確認を受けた各事業年度(以下この章において「確認事業年度」という。)において、事前確認を受けた内部取引(以下この章において「確認内部取引」という。)について事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、当該確認内部取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う。また、確認外国法人が恒久的施設帰属資本相当額の計算における比較対象法人について事前確認を受けた場合において、当該確認外国法人が当該事前確認の内容に適合した比較対象法人を用いて、同業法人比準法又は簿価資産資本比率比準法により、恒久的施設帰属資本相当額を計算しているときは、当該同業法人比準法又は簿価資産資本比率比準法の適用における比較対象法人は適正なものとして取り扱う。 なお、事前確認を行う旨の通知があった時に既に経過した確認事業年度がある場合において、当該通知又は局担当課による行政指導により当該確認事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認外国法人が自主的に	(事前確認の効果) 6-15 所轄税務署長は、6-14(5)の取扱いにより事前確認する旨の通知を受けた外国法人(以下この章において「確認外国法人」という。)が事前確認を受けた各事業年度(以下この章において「確認事業年度」という。)において、事前確認を受けた内部取引(以下この章において「確認内部取引」という。)について事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、当該確認内部取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う。また、確認外国法人が恒久的施設帰属資本相当額の計算における比較対象法人について事前確認を受けた場合において、当該確認外国法人が当該事前確認の内容に適合した比較対象法人を用いて、同業法人比準法又は簿価資産資本比率比準法により、恒久的施設帰属資本相当額を計算しているときは、当該同業法人比準法又は簿価資産資本比率比準法の適用における比較対象法人は適正なものとして取り扱う。 なお、事前確認する旨の通知があった時に既に経過した確認事業年度がある場合において、当該通知又は局担当課による行政指導により当該確認事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認外国法人が自主的に提

改正後	改正前
提出する修正申告書は、国税通則法第 65 条第 1 項及び第 5 項（過少申告加算税）に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。 	出する修正申告書は、国税通則法第 65 条第 1 項及び第 5 項（過少申告加算税）に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。
（報告書の提出） 6－16 所轄税務署長は、確認外国法人に対し、確認事業年度の確定申告書の提出期限又は当該所轄税務署長があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した資料を添付した「内部取引等に係る事前確認の報告書」を別紙様式 4 により作成し、これを当該所轄税務署長に提出するよう求める。 (1)～(6) (省 略) (注) (省 略)	（報告書の提出） 6－16 所轄税務署長は、確認外国法人に対し、確認事業年度の確定申告書の提出期限又は当該所轄税務署長があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した資料を添付した「内部取引等に係る事前確認の報告書」(別紙様式 4) を提出するよう求める。 (1)～(6) (同 左) (注) (同 左)
（事前確認の取消し） 6－20 (1)～(3) (省 略) (4) 所轄税務署長は、<u>確認外国法人に対し、局担当課から(3)の連絡を受けたときは、速やかに、別紙様式 5 により作成した「内部取引等に係る事前確認の取消通知書」により事前確認を取り消す旨の通知を行う。</u>	（事前確認の取消し） 6－20 (1)～(3) (同 左) (4) 所轄税務署長は、<u>局担当課からの連絡を受け事前確認を取り消す場合には、確認外国法人に対し、「内部取引等に係る事前確認の取消通知書」(別紙様式 5) により事前確認を取り消す旨の通知を行う。</u>
（事前確認の申出と調査との関係） 6－23 (1) <u>外国法人が確認対象事業年度の前の各事業年度について調査が行われている間に、当該外国法人が事前確認の申出を行ったとしても、当該調査は中断されない。</u> (2) <u>外国法人が事前確認の申出を行ったとしても、確認対象事業年度の前の事業年度に係る調査の開始は妨げられない。</u>	（事前確認の申出と調査との関係） 6－23 (1) <u>調査は、事前確認の申出により中断されない。</u>

改正後	改正前
(3) <u>事前確認に係る手続が行われている間は、確認対象事業年度に係る申告の内容（確認対象内部取引に係る独立企業間価格の算定方法及び恒久的施設帰属資本相当額の計算方法に限る。）については調査を行わない。</u> (4) 調査に当たっては、確認申出外国法人から事前確認審査のために収受した資料（事実に関するものを除く。）<u>は</u>使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該確認申出外国法人の同意があるときは、この限りではない。	(2) 調査に当たっては、確認申出外国法人から事前確認審査のために収受した資料（事実に関するものを除く。）<u>を</u>使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該確認申出外国法人の同意があるときは、この限りではない。
第7章 内国法人の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額に関する事前確認	第7章 内国法人の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額に関する事前確認
（事前確認の申出） 7－1 (1) 内国法人の納税地を所轄する税務署長（<u>調査課所管法人にあつては、国税局長。以下この章において「所轄税務署長」という。</u>）は、<u>当該内国法人から次に掲げる事項に係る事前確認の申出が行われた場合には、これを収受する。ただし、ロに掲げる事項に係る事前確認の申出は、イに掲げる事項に係る事前確認の申出が行われる場合に限り、これを収受する。</u> <u>なお、事前確認の申出を行おうとする内国法人が事前相談を行っていない場合には、所轄税務署長は当該内国法人に対して、事前相談を行った上で事前確認の申出を行うよう指導する。</u> イ・ロ （省 略） (2) 事前確認の申出は、<u>内国法人が確認対象事業年度のうち最初の事業年度の開始の日までに、確認対象内部取引に係る国外事業所等の所在する国又は地域の別に、確認対象事業年度、確認対象内部取引、確認対象内部取引に係る国外事業所等及び確認対象内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等並びに事前確認を受けようとする国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人を記載した確認申出書を作成し、これを所轄税務署長に提出することにより行うものとする。</u>	（事前確認の申出） 7－1 (1) 内国法人の納税地の所轄税務署長は、内国法人から次に掲げる事項に係る事前確認の申出が<u>なされた場合には、これを収受する。ただし、ロに掲げる事項に係る事前確認の申出は、イに掲げる事項に係る事前確認の申出がなされる場合に限り、これを収受する。</u> イ・ロ （同 左） (2) 事前確認の申出は、確認対象事業年度のうち最初の事業年度開始の日までに、<u>確認対象事業年度、事前確認を受けようとする内部取引（以下この章において「確認対象内部取引」という。）</u>、<u>確認対象内部取引に係る国外事業所等及び確認対象内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等並びに事前確認を受けようとする国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人をその国外事業所等の所在する国又は地域ごとに確認申出書に記載して、当該確認申出書を所轄税務署長に提出することにより行うものとする。</u>

改正後	改正前
(注) 確認対象事業年度のうち最初の事業年度<u>の開始の日が日曜日、祝日法に規定する休日その他一般の休日又は国税通則法施行令第2条第2項(期限の特例)に規定する日に当たるときは、これらの日の翌日までに提出することにより行うものとする。</u> (3) (省 略)	(注) 確認対象事業年度のうち最初の事業年度開始の日が日曜日、祝日法に規定する休日その他一般の休日又は国税通則法施行令第2条第2項(期限の特例)に規定する日に当たるときは、これらの日の翌日までに提出することにより行うものとする。 (3) (同 左)
(資料の添付) 7-2 (1) 所轄税務署長は、<u>事前確認の申出を行った内国法人(以下「確認申出内国法人」という。)</u>に対し、<u>確認申出書に次に掲げる資料を添付すること及び当該資料に誤り又は変更があった場合には、速やかに局担当課に連絡することを求める。</u> イ～ヲ (省 略) (注) (省 略) (2) <u>確認申出内国法人が、明らかに、(1)イからヲまでに掲げる資料の添付を行っていない場合には、所轄税務署長は、当該確認申出内国法人に対して、速やかに、当該資料を提出することを求める。</u>	(資料の添付) 7-2 (1) 所轄税務署長は、<u>事前確認の申出を行う内国法人(以下この章において「確認申出内国法人」という。)</u>に対し、<u>確認申出書に次に掲げる資料を添付するよう求める。</u> イ～ヲ (同 左) (注) (同 左) (2) <u>確認申出内国法人が確認申出書に(1)に掲げる資料の添付を怠った場合には、7-14(4)及び7-14(5)の取扱いに基づき事前確認できない旨の通知を行うのであるが、(1)に掲げる資料の一部につき添付がなかったことについて相当の理由があると認められるときは、局担当課の判断により、当該資料の作成等に通常要すると認められる期間を限度として当該通知を行わないことができる。この場合において、局担当課は、当該確認申出内国法人に対し当該期間を明示するとともに、その間事前確認審査を保留するかどうかについて説明する。</u>
(確認申出書の送付等) 7-5 署法人課税部門は、収受した確認申出書2部(確認申出内国法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には3部)を速やかに局法人課税課に送付し、局法人課税課は、うち1部(確認申出内国法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には2部)を速やかに国税庁課税部法人課税課に送付する。局調	(確認申出書の送付等) 7-5 署法人課税部門は、収受した確認申出書2部(確認申出内国法人が相互協議を求めている場合には3部)を速やかに局法人課税課に送付し、局法人課税課は、うち1部(確認申出内国法人が相互協議を求めている場合には2部)を速やかに国税庁課税部法人課税課に送付する。局調査課は、確認申出内国法人が

改正後	改正前
査課は、確認申出内国法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には、収受した確認申出書 1 部を速やかに国税庁調査査察部調査課に送付する。庁担当課は、確認申出内国法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には、送付された当該確認申出書 1 部を庁相互協議室に回付する。	相互協議を求めている場合には、収受した確認申出書 1 部を速やかに国税庁調査査察部調査課に送付する。庁担当課は、確認申出内国法人が相互協議を求めている場合には、送付された当該確認申出書 1 部を庁相互協議室に回付する。
(事前相談) 7－9 (1) <u>事前相談は、事前確認の申出を行おうとする内国法人が確認申出書及び 7－2 (1)イからフまでの資料を作成することに資するものであり、かつ、当該内国法人が行おうとする事前確認の申出の内容を税務当局が適切に理解し、効率的かつ迅速に審査を行うことに資するものであることを踏まえ、局担当課はこれに的確に対応する。庁担当課（相互協議を伴う事前確認に係る事前相談にあつては、庁相互協議室を含む。(2)において同じ。)は、局担当課からの連絡を受け、これに加わることができる。</u> (注) <u>確認対象事業年度の前の事業年度において、内国法人の国外事業所等帰属所得に係る所得に関する調査が行われているときは、当該調査の終了前においても事前相談に応ずるが、当該調査の終了後において改めて事前確認の申出の内容に係る修正の可否について相談に応ずる。</u> (2) 局担当課（事前相談に加わる庁担当課を含む。(3)において同じ。）は次の点に留意して事前相談に応ずる。 イ <u>事前確認の申出を行おうとする内国法人に対して、確認申出書の添付資料の作成要領、提出期限その他事前確認に係る手続に必要な事項を事前相談の際に十分に説明すること。</u> ロ <u>内国法人が行おうとする事前確認の申出に係る内部取引の内容を的確に</u>	(事前相談) 7－9 (1) <u>局担当課は、内国法人から事前相談があった場合には、これに応ずる。この場合、局担当課からの連絡を受け、庁担当課（相互協議を伴う事前確認に係る事前相談にあつては、庁相互協議室を含む。以下(2)において同じ。）は、原則として、これに加わる。</u> (2) <u>事前相談は、事前確認の可否を検討する内国法人と税務当局の双方が申出について基本的な理解を共有するためのものであり、この事前相談によって内国法人における効率的な必要資料の作成及び申出後の事前確認審査の円滑化・迅速化に資するものであることを踏まえ、局担当課（事前相談に加わる庁担当課を含む。以下(3)において同じ。）は次の点に留意して相談に応ずる。</u> イ <u>確認申出書の添付資料の作成要領、提出期限その他事前確認に係る手続に必要な事項を事前相談時に十分に説明する。</u> ロ <u>事前相談の内容を的確に把握し、事前確認の申出を行うかどうか又はどの</u>

改正後	改正前
<u>把握するとともに、当該内国法人に対して、当該事前確認の申出に当たって必要な情報の提供に努めること。</u> (3) 局担当課は、<u>事前確認の申出</u>を行おうとする内国法人が提出した資料の範囲内で事前相談に応ずる。 なお、<u>局担当課が、内国法人に対して、事前相談に先立って事前相談を行うに当たり必要と認められる資料の提出を求めた場合において、当該資料が事前相談の際に提出されないときは、事前相談に適切に応ずることができない旨を説明する。</u> (4) <u>内国法人が行おうとする事前確認の申出の内容が次のイからハまでに掲げる場合に該当すると認められるときは、局担当課は、当該内国法人に対して、それぞれイからハまでに定める事項を説明する。</u> イ <u>7－13(1)イ、ハ、ニ又はへに掲げる場合 当該事前確認の申出を行っても事前確認を行うことができない旨</u> ロ <u>7－13(2)イ、ロ、ニ、へ、ト又はチに掲げる場合 当該事前確認の申出を行っても事前確認に係る手続を保留する旨</u> ハ <u>7－14(2)ハに掲げる場合 当該事前確認の申出を行っても7－14(2)に定めるところにより取り扱う旨</u> (削 除)	<u>ような申出を行うかについて当該内国法人が適切に判断するために必要な情報の提供に努める。</u> (3) 局担当課は、<u>相談</u>を行おうとする内国法人が<u>提示又は提出</u>した資料の範囲内で事前相談に応ずる。 なお、<u>事前相談の内容に応じ、必要な資料の提示又は提出がない場合には、当該内国法人に対し十分な相談に応ずることができない旨を説明する。</u> <u>また、例えば、事前相談の内容が7－13(1)イに掲げる場合には、当該内国法人に対し、その内容に修正等がない限り事前確認の申出を行っても事前確認ができない旨を説明する。</u> (4) <u>(1)の事前相談において、7－2(1)に掲げる資料の添付に係る相談があり、確認申出書の提出期限までに当該資料の一部を提出できないことについて相当の理由があると認められる場合には、7－2(2)の取扱いに準じて取り扱う。</u>
(事前確認審査) 7－10 (1) 局担当課は、速やかに当該申出に係る事前確認審査に着手し、事案の複雑性<u>や困難性</u>に応じたメリハリのある事前確認審査を行い、<u>的確かつ</u>迅速な事務処理に努める。また、庁担当課は、必要に応じ事前確認審査に加わる。	(事前確認審査) 7－10 (1) 局担当課は、速やかに当該申出に係る事前確認審査に着手し、事案の複雑性・<u>困難性</u>に応じたメリハリのある事前確認審査を行い、<u>的確・</u>迅速な事務処理に努める。また、庁担当課は、必要に応じ事前確認審査に加わる。

改正後	改正前
..... (2) (省 略) <u>(3) 局担当課は、確認申出書に7－2(1)イからヲまでに掲げる資料の添付がなかったことについて、相当の理由があると認める場合には、確認申出内国法人に対して、当該資料の提出に通常要する日数を勘案して、45日を超えない範囲内で提出期限を設定し、当該資料の提出を求める。</u> <u>(4) 局担当課は、事前確認審査のため、7－2(1)イからヲまでに掲げるもの以外の資料が必要と認められる場合には、確認申出内国法人に対してその旨を説明し、当該資料の提出を求める。</u> なお、<u>局担当課は、確認申出内国法人に対して当該資料の提出を求める場合には、当該資料の提出の準備に通常要する日数を勘案して、45日を超えない範囲内で当該資料の提出期限を設定する。</u> <u>(注) 局担当課は、確認申出内国法人から提出された資料が不正確な情報に基づき作成されたものであると判断した場合には、速やかに、当該確認申出内国法人に対して、正確な情報に基づき作成した資料を提出するよう求める。</u> <u>(5)・(6)</u> (省 略)	 (2) (同 左) <u>(3) 局担当課は、事前確認審査のため、7－2(1)に掲げる資料以外の資料が必要と認められる場合には、確認申出内国法人に対しその旨を説明し、当該資料の提出を求める。</u> なお、<u>事前確認審査の迅速化の観点から、局担当課は、当該資料の提出を求めるときは、当該資料の提出の準備に通常要する日数を勘案して、当該資料の提出期限を設定する。</u> <u>(4)・(5)</u> (同 左)
(局担当課又は庁担当課と庁相互協議室との協議・連絡) 7－12 (1) (省 略) (2) 確認申出内国法人が事前確認について相互協議を求める場合において、局担当課は、事前確認審査を終了したときは、庁担当課を通じて<u>事前確認審査の結果</u>を庁相互協議室に連絡する。 また、庁相互協議室は、事前確認の申出に係る相互協議の結果を庁担当課を通じて局担当課に連絡する。	(局担当課又は庁担当課と庁相互協議室との協議・連絡) 7－12 (1) (同 左) (2) 確認申出内国法人が事前確認について相互協議を求める場合において、局担当課は、事前確認審査を終了したときは、庁担当課を通じて<u>事前確認の申出に対する意見</u>を庁相互協議室に連絡する。 また、庁相互協議室は、事前確認の申出に係る相互協議の結果を庁担当課を通じて局担当課に連絡する。

改正後	改正前
(事前確認を行うこと又は事前確認審査を開始することが適当でない場合) 7-13 (1) 次に掲げる場合に該当することにより、確認申出内国法人が行った事前確認の申出について、事前確認を行うことが適当でない<u>と認める場合には</u>、局担当課は、庁担当課（相互協議を伴う事前確認の申出にあっては、庁相互協議室を含む。）と協議の上、確認申出内国法人に対して、<u>事前確認を行うことができない旨を説明する。</u> イ （省 略） ロ 確認申出内国法人が、事前確認審査に必要な情報を7-10(3)又は(4)により局担当課が設定した期限までに提供しないことその他の当該確認申出内国法人から協力が得られない<u>事情</u>により、事前確認審査に支障が生じている場合 ハ <u>事前確認の申出が、過去に行われた事前確認の申出であってイからへまでに掲げる場合に該当することにより事前確認を行うことができないこととされたものとその内容において同一であると認められる場合</u> (注) 1 「その内容において同一であると認められる場合」とは、例えば、<u>確認対象内部取引、確認対象内部取引に係る国外事業所等及び確認対象内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等又は国外事業所等帰属資本相当額の計算方法が、確認対象事業年度のうち3事業年度以上において同一であると認められる場合をいう。</u> 2 <u>事前確認の申出のうち過去に事前確認を行うことができないこととされた事前確認の申出とその内容において同一であると認められる部分を除いた残りの部分が一の申出として成立する場合には、一の申出として成立する当該残りの部分について事前確認の申出を取り下げるか否か又は事前確認を求めるか否かを確認申出内国法人から聴取する。</u>この場合において、局担当課は、確認申出内国法人が当該事前確認	(事前確認を行うことが適当でない場合) 7-13 (1) <u>例えば、次に掲げるような場合で、事前確認を行うことが適当でない</u>と認められる事前確認の申出については、局担当課は、庁担当課（相互協議を伴う事前確認の申出にあっては、庁相互協議室を含む。<u>以下(2)において同じ。</u>）と協議の上、確認申出内国法人に対して<u>申出の修正等を求め、当該確認申出内国法人がこれに</u>応じないときは事前確認できない旨を当該確認申出内国法人に説明する。 イ （同 左） ロ 確認申出内国法人が、事前確認審査に必要な情報を提供しない等、当該確認申出内国法人から協力が得られない<u>こと</u>により、事前確認審査に支障が生じている場合

改正後	改正前
<u>の申出を取り下げるときは、当該確認申出内国法人に対して取下書の提出を求めた上で 7－8 に定める処理を行い、当該確認申出内国法人が事前確認を求めるときは、7－14(1) から (3) までに定める処理を行う。</u> ニ <u>確認対象内部取引が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがある場合</u> ホ <u>7－14(2) に定めるところにより、局担当課が、確認申出内国法人から事前確認の申出を取り下げるか否か又は相互協議を伴わない事前確認を求めるか否かを聴取した日の翌日から 3 か月を経過する日までに、当該確認申出内国法人からの回答がなかった場合</u> ヘ <u>その他事前確認を行うことが適当でないと認められる場合</u> <u>(注) 「その他事前確認を行うことが適当でないと認められる場合」とは、例えば、事前確認審査において把握した事実に基づき、確認対象内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められないことが明らかになったにもかかわらず、確認申出内国法人が事前確認の申出の修正に応じない場合、事前確認の申出及びその取下げを繰り返す場合などが該当する。</u> (2) <u>次に掲げる場合に該当することにより、確認申出内国法人が行った事前確認の申出に係る事前確認審査を開始し、又は継続することが適当でないと局担当課が判断した場合には、局担当課は、庁担当課（相互協議を伴う事前確認の申出にあっては、庁相互協議室を含む。）と協議の上、当該確認申出内国法人に対して、事前確認審査を開始し、又は再開することが適当であると判断するまでの間、当該事前確認の申出に係る事前確認の手続を保留する旨を説明する。なお、ホに該当する場合には、7－14(2) ロに該当することになる場合があることについても併せて説明することに留意する。</u> イ <u>確認申出内国法人から、措置法第 67 条の 18 第 1 項（国外所得金額の計算の特例）の規定に基づく更正等に係る内部取引と同様の内部取引を確認対象</u>	(2) <u>例えば、次に掲げるような場合で、事前確認審査を開始又は継続することが適当でないと認められる事前確認の申出については、局担当課は、庁担当課と協議の上、確認申出内国法人に対し、事前確認審査を開始又は再開できる時期が到来するまでの間、当該事前確認に係る手続を保留する旨を説明する。</u> イ <u>確認申出内国法人から、措置法第 67 条の 18 第 1 項（国外所得金額の計算の特例）の規定に基づく更正等に係る内部取引と同様の内部取引を確認対象</u>

改正後	改正前
とする申出が<u>行われている</u>場合において、当該更正等に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決の確定を待つて事前確認審査を行う必要があると認められるとき ロ 確認申出内国法人から、確認対象内部取引以外の内部取引に係る事前確認の申出及び相互協議の申立てが<u>行われている</u>場合において、当該相互協議の合意を待つて当該確認対象内部取引に係る事前確認審査を行う必要があると認められるとき ハ 7-2(1)トに定める<u>資料によっては、事業活動の実態を把握できず、確認対象内部取引の確認対象事業年度における実績を踏まえて事前確認審査を行う必要があると認められる場合</u> ニ 確認申出内国法人から、国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人に係る事前確認の申出が<u>行われている</u>場合において、当該申出に係る比較対象法人の選定と同様の内容を有する他の事例における更正等に係る不服申立て、訴えについての決定、裁決若しくは判決の確定又は相互協議の合意を待つて当該申出に係る事前確認審査を行う必要があると認められるとき ホ <u>相互協議を伴う事前確認の申出について、庁相互協議室から庁担当課を通じて、確認申出内国法人が当該事前確認の申出に係る国外事業所等の所在する国又は地域の税務当局に対して行った事前確認の申出に相当する申出が当該税務当局によって収受されていないものと認められる旨の連絡を受けており、かつ、当該事前確認の申出に相当する申出が当該税務当局によって収受された旨又は収受される見込みとなった旨の連絡を受けてから事前確認審査を行うことが適当であると認められる場合</u> ヘ <u>相互協議を伴う事前確認の申出について、庁相互協議室から庁担当課を通じて、事前確認審査を終了したとしても、当分の間、相互協議が行われることが見込まれない旨の連絡を受けた場合（ホに該当する場合を除く。）</u>	とする申出が<u>なされている</u>場合において、当該更正等に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決の確定を待つて事前確認審査を行う必要があると認められるとき ロ 確認申出内国法人から、確認対象内部取引以外の内部取引に係る事前確認の申出及び相互協議の申立てが<u>なされている</u>場合において、当該相互協議の合意を待つて当該確認対象内部取引に係る事前確認審査を行う必要があると認められるとき ハ 7-2(1)ト<u>括弧書に定める将来の事業計画、事業予測の資料等のみでは事業活動の実態を把握できないため、確認対象内部取引に係る事実又は状況が確定するのを待つて事前確認審査を行う必要があると認められるとき</u> ニ 確認申出内国法人から、国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人に係る事前確認の申出が<u>なされている</u>場合において、当該申出に係る比較対象法人の選定と同様の内容を有する他の事例における更正等に係る不服申立て、訴えについての決定、裁決若しくは判決の確定又は相互協議の合意を待つて当該申出に係る事前確認審査を行う必要があると認められるとき

改正後	改正前
<u>ト 確認対象事業年度の前の事業年度において、内国法人の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額に関する調査が行われている場合</u> <u>チ その他事前確認審査を開始し、又は継続することが適当でないと認められる場合</u>	
(事前確認の通知) 7-14 (1) 相互協議を伴う事前確認の申出について、<u>局担当課は、庁担当課を通じて庁相互協議室から相互協議の合意が成立した旨の通知を受けた場合には、必要に応じ、確認申出内国法人から事前確認の申出の修正を受けた上で、速やかに、事前確認を行う旨を所轄税務署長に連絡する。</u> (2) 相互協議を伴う事前確認の申出について、<u>次に掲げる場合に該当するときは、局担当課は、確認申出内国法人から当該事前確認の申出を取り下げるか否か又は相互協議を伴わない事前確認を求めるか否かを聴取する。この場合において、局担当課は、当該確認申出内国法人が当該事前確認の申出を取り下げるときは、当該確認申出内国法人に対して取下書の提出を求めた上で7-8に定める処理を行い、当該確認申出内国法人が相互協議を伴わない事前確認を求めるときは、(3)に定める処理を行う。</u> <u>イ 庁相互協議室から庁担当課を通じて相互協議の合意が成立しなかった旨の通知を受けた場合</u> <u>ロ 庁相互協議室から庁担当課を通じて当該確認申出内国法人による事前確認の申出に係る国外事業所等の所在する国又は地域の税務当局に対して行った事前確認の申出に相当する申出が当該税務当局によって収受されていないものと認められる旨の連絡を受けており、かつ、確認対象事業年度のうち最初の事業年度の開始の日の翌日から3年を経過する日までに、庁相互協議室から庁担当課を通じて、当該税務当局によって当該事前確認の申出に相</u>	(事前確認審査の結果の通知) 7-14 (1) <u>局担当課は、相互協議を伴う事前確認の申出につき、庁担当課を通じて庁相互協議室から相互協議の合意結果について通知を受けた場合には、当該合意結果に従い、確認申出内国法人に対し当該申出の修正を求める等所要の処理を行った上で、当該合意結果に基づき事前確認する旨を速やかに所轄税務署長に連絡する。</u> (2) <u>局担当課は、相互協議を伴う事前確認の申出につき、庁担当課を通じて庁相互協議室から相互協議の合意が成立しなかった旨の通知を受けた場合には、確認申出内国法人から当該申出を取り下げるか又は相互協議によることなく事前確認を受けるかについて意見を聴取し、7-8又は(3)若しくは(4)に定める処理を速やかに行う。</u>

改正後	改正前
<u>当する申出が収受された旨又は収受される見込みとなった旨の連絡を受けていない場合</u> <u>ハ 事前確認の申出が、過去に庁相互協議室から庁担当課を通じて相互協議の合意が成立しなかった旨の通知を受けたものとその内容において同一であると認められる場合</u> <u>(注) 1 「その内容において同一であると認められる場合」とは、例えば、</u> <u>確認対象内部取引、確認対象内部取引に係る国外事業所等及び確認対象内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等又は国外事業所等帰属資本相当額の計算方法が、確認対象事業年度のうち3事業年度以上において同一であると認められる場合をいう。</u> <u>2 事前確認の申出のうち過去に相互協議の合意が成立しなかった旨の通知を受けた事前確認の申出とその内容において同一であると認められる部分を除いた残りの部分が一の申出として成立する場合には、一の申出として成立する当該残りの部分について事前確認を取り下げるか否か又は事前確認を求めるか否かを確認申出内国法人から聴取する。この場合において、局担当課は、確認申出内国法人が当該事前確認の申出を取り下げるときは、当該確認申出内国法人に対して取下書の提出を求めた上で、7－8に定める処理を行い、当該確認申出内国法人が事前確認を求めるときは、(1)から(3)までに定める処理を行う。</u> <u>(3) 相互協議を伴わない事前確認の申出について、事前確認審査の結果、その内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められる場合又は局担当課が事前確認の申出の修正を求め、確認申出内国法人が当該修正に応じた場合には、局担当課は、速やかに所轄税務署長に事前確認を行う旨を連絡する。この場合において、確認申出内国法人が当該事前確認の申出の修正に応じないときは、7－13(1)への定めに該当することに留意する。</u>	<u>(3) 局担当課は、相互協議を伴わない事前確認の申出につき、事前確認審査の結果、確認申出内国法人が申し出た内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められる場合 (7－1(1)ロに掲げる事項について事前確認の申出を行っている場合においては、当該内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められ、かつ、当該確認申出内国法人が申し出た国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人が適切であると認められるときに限る。) には、確認申出内国法人の当該申出</u>

改正後	改正前
(4) 局担当課は、<u>7－13(1)の定めにより確認申出内国法人に対して事前確認を行うことができない旨を説明した場合には、速やかに、その旨を所轄税務署長に連絡する。</u> (5) 所轄税務署長は、<u>確認申出内国法人に対し、局担当課から(1)又は(3)の連絡を受けたときは、速やかに、別紙様式2により作成した「内部取引等に係る事前確認の通知書」により事前確認を行う旨の通知を行い、また、(4)の連絡を受けたときは、速やかに、別紙様式3により作成した「内部取引等に係る事前確認ができない旨の通知書」により事前確認を行うことができない旨の通知を行う。</u>	<u>の内容を確認する旨を速やかに所轄税務署長に連絡する。</u> (4) 局担当課は、<u>事前確認審査の結果、確認申出内国法人が申し出た内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められない場合若しくは国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人が適切であると認められない場合又は確認申出内国法人が7－2(1)に掲げる資料の添付を怠った場合、7－10(3)に定める資料の提出に応じない場合若しくは7－13(1)の定めに基づき事前確認できないと判断した場合には、庁担当課(相互協議を伴う事前確認の申出にあつては、庁相互協議室を含む。)</u>と協議の上、<u>当該内部取引に係る独立企業間価格の算定方法等又は当該国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人を事前確認できない旨を速やかに所轄税務署長に連絡する。</u> (5) 所轄税務署長は、局担当課から(1)若しくは(3)又は(4)の連絡を受けた場合には、<u>確認申出内国法人に対し、「内部取引等に係る事前確認の通知書」(別紙様式2)又は「内部取引等に係る事前確認ができない旨の通知書」(別紙様式3)により事前確認する旨又は事前確認できない旨の通知を速やかに行う。</u>
(事前確認の効果) 7－15 所轄税務署長は、7－14(5)の取扱いにより事前確認<u>を行う</u>旨の通知を受けた内国法人(以下この章において「確認内国法人」という。)が事前確認を受けた各事業年度(以下この章において「確認事業年度」という。)において、事前確認を受けた内部取引(以下この章において「確認内部取引」という。)について事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、当該確認内部取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う。また、確認内国法人が国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人について事前確認を受けた場合において、当該確認内国法人が当該事前確認の内容に適合した比較対象法人	(事前確認の効果) 7－15 所轄税務署長は、7－14(5)の取扱いにより事前確認<u>する</u>旨の通知を受けた内国法人(以下この章において「確認内国法人」という。)が事前確認を受けた各事業年度(以下この章において「確認事業年度」という。)において、事前確認を受けた内部取引(以下この章において「確認内部取引」という。)について事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、当該確認内部取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う。また、確認内国法人が国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象法人について事前確認を受けた場合において、当該確認内国法人が当該事前確認の内容に適合した比較対象法人を

改正後	改正前
を用いて、同業法人比準法又は簿価資産資本比率比準法により、国外事業所等帰属資本相当額を計算しているときは、当該同業法人比準法又は簿価資産資本比率比準法の適用における比較対象法人は適正なものとして取り扱う。 なお、事前確認を行う旨の通知があった時に既に経過した確認事業年度がある場合において、当該通知又は局担当課による行政指導により当該確認事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認内国法人が自主的に提出する修正申告書は、国税通則法第 65 条第 1 項及び第 5 項（過少申告加算税）に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。 	を用いて、同業法人比準法又は簿価資産資本比率比準法により、国外事業所等帰属資本相当額を計算しているときは、当該同業法人比準法又は簿価資産資本比率比準法の適用における比較対象法人は適正なものとして取り扱う。 なお、事前確認する旨の通知があった時に既に経過した確認事業年度がある場合において、当該通知又は局担当課による行政指導により当該確認事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認内国法人が自主的に提出する修正申告書は、国税通則法第 65 条第 1 項及び第 5 項（過少申告加算税）に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。
（報告書の提出） 7－16 所轄税務署長は、確認内国法人に対し、確認事業年度の確定申告書の提出期限又は当該所轄税務署長があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した資料を添付した「内部取引等に係る事前確認の報告書」を別紙様式 4 により作成し、これを当該所轄税務署長に提出するよう求める。 (1)～(6) (省 略) (注) (省 略)	（報告書の提出） 7－16 所轄税務署長は、確認内国法人に対し、確認事業年度の確定申告書の提出期限又は当該所轄税務署長があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した資料を添付した「内部取引等に係る事前確認の報告書」(別紙様式 4) を提出するよう求める。 (1)～(6) (同 左) (注) (同 左)
（事前確認の取消し） 7－20 (1)～(3) (省 略) (4) 所轄税務署長は、<u>確認内国法人に対し、局担当課から(3)の連絡を受けたときは、速やかに、別紙様式 5 により作成した「内部取引等に係る事前確認の取消通知書」により事前確認を取り消す旨の通知を行う。</u>	（事前確認の取消し） 7－20 (1)～(3) (同 左) (4) 所轄税務署長は、<u>局担当課からの連絡を受け事前確認を取り消す場合には、確認内国法人に対し、「内部取引等に係る事前確認の取消通知書」(別紙様式 5) により事前確認を取り消す旨の通知を行う。</u>
（事前確認の申出と調査との関係）	（事前確認の申出と調査との関係）

改正後	改正前
7-23 (1) <u>内国法人が確認対象事業年度の前の各事業年度について調査が行われている間に、当該法人が事前確認の申出を行ったとしても、当該調査は中断されない。</u> (2) <u>内国法人が事前確認の申出を行ったとしても、確認対象事業年度の前の事業年度に係る調査の開始は妨げられない。</u> (3) <u>事前確認に係る手続が行われている間は、確認対象事業年度に係る申告の内容（確認対象内部取引に係る独立企業間価格の算定方法及び国外事業所等帰属資本相当額の計算方法に限る。）については調査を行わない。</u> (4) 調査に当たっては、確認申出内国法人から事前確認審査のために収受した資料（事実に関するものを除く。）<u>は</u>使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該確認申出内国法人の同意があるときは、この限りではない。	7-23 (1) <u>調査は、事前確認の申出により中断されない。</u> (2) 調査に当たっては、確認申出内国法人から事前確認審査のために収受した資料（事実に関するものを除く。）<u>を</u>使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該確認申出内国法人の同意があるときは、この限りではない。
(内国法人が連結グループに加入した場合等の取扱い) 7-24 (1) 確認申出内国法人が連結法人となった場合で、その法人（以下「連結加入等法人」という。）が引き続き事前確認の申出を行うときは、連結加入等法人に係る連結親法人の所轄税務署長は、当該連結親法人に対し、「連結加入等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書」を別紙様式6により作成し、<u>これを当該所轄税務署長に速やかに提出するよう求める。</u> なお、当該届出書の提出部数は、調査課所管法人に該当する連結親法人にあつては1部（当該連結親法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には2部）、調査課所管法人に該当しない連結親法人にあつては3部（当該連結親法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には4部）とする。 (2) (1)の連結親法人からその所轄税務署長に対し(1)に定める届出書の提出があった場合は、7-4及び7-5の取扱いに準じて処理を行う。この場合において、(1)の連結加入等法人が連結子法人であるときは、当該所轄税務署長は、	(内国法人が連結グループに加入等した場合の取扱い) 7-24 (1) 確認申出内国法人が連結法人となった場合で、その法人（以下「連結加入等法人」という。）が引き続き事前確認の申出を行うときは、連結加入等法人に係る連結親法人の<u>納税地の</u>所轄税務署長は、当該連結親法人に対し、「連結加入等法人の内部取引等に係る事前確認の継続届出書」<u>（別紙様式6）を速やかに提出するよう求める。</u> なお、当該届出書の提出部数は、調査課所管法人に該当する連結親法人にあつては1部（当該連結親法人が相互協議を求めている場合には2部）、調査課所管法人に該当しない連結親法人にあつては3部（当該連結親法人が相互協議を求めている場合には4部）とする。 (2) (1)の連結親法人からその<u>納税地の</u>所轄税務署長に対し(1)に定める届出書の提出があった場合は、7-4及び7-5の取扱いに準じて処理を行う。この場合において、(1)の連結加入等法人が連結子法人であるときは、当該所轄税

改 正 後	改 正 前						
当該届出書の写しを<u>当該連結子法人が事前確認の申出を行っていた所轄税務署長に送付する。</u> (3) (1)の連結親法人から(1)に定める届出書の提出があった場合のその連結加入等法人に係る事前確認については、当該連結親法人からその所轄税務署長に対し、平成 28 年 6 月 28 日付査調 7－2 ほか 3 課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針) 5－1 (事前確認の申出) に定める事前確認の申出が<u>行われたものとして</u>、同事務運営指針の取扱いを適用する。	務署長は、当該届出書の写しを<u>その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に送付する。</u> (3) (1)の連結親法人から(1)に定める届出書の提出があった場合のその連結加入等法人に係る事前確認については、当該連結親法人からその納税地の所轄税務署長に対し、平成 28 年 6 月 28 日付査調 7－2 ほか 3 課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針) 5－1 (事前確認の申出) に定める事前確認の申出が<u>なされたものとして</u>、同事務運営指針の取扱いを適用する。						
第 8 章 平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条 (相互協議手続) の取扱い等について」(事務運営指針) (以下「日台相互協議指針」という。) に定める相互協議が行われる場合の取扱い 第 1 章から第 7 章までの<u>定め</u>は、外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得及び内国法人の各事業年度の国外事業所等帰属所得に係る所得に関し、日台相互協議指針 1 ホ (用語の意義) に定める相互協議が行われる場合について準用する。この場合において、<u>次の表の左欄に掲げる定め</u>中<u>表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。</u> <table><tr><td><u>1－1 (19)</u></td><td><u>法第 139 条第 1 項 (租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得) に規定する租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との協議</u></td><td><u>平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条 (相互協議手続) の取扱い等について」(事務運営指針) (以下「日台相互協議指針」という。) 1 ホ (用語の意義) に定める相互協議</u></td></tr><tr><td><u>2－7</u></td><td><u>従来型の条約が適用される場合の取扱い</u></td><td><u>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税</u></td></tr></table>	<u>1－1 (19)</u>	<u>法第 139 条第 1 項 (租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得) に規定する租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との協議</u>	<u>平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条 (相互協議手続) の取扱い等について」(事務運営指針) (以下「日台相互協議指針」という。) 1 ホ (用語の意義) に定める相互協議</u>	<u>2－7</u>	<u>従来型の条約が適用される場合の取扱い</u>	<u>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税</u>	第 8 章 平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条 (相互協議手続) の取扱い等について」(事務運営指針) (以下「日台相互協議指針」という。) に定める相互協議が行われる場合の取扱い 第 1 章から第 7 章までの<u>取扱い</u>は、外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得及び内国法人の各事業年度の国外事業所等帰属所得に係る所得に関し、日台相互協議指針 1 ホ (用語の意義) に定める相互協議が行われる場合について準用する。この場合においては、<u>次のとおり読み替える。</u> (1) <u>1－1 (19) 中の「法第 139 条第 1 項 (租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得) に規定する租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との協議」は、「平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条 (相互協議手続) の取扱い等について」(事務運営指針) (以下「日台相互協議指針」という。) 1 ホ (用語の意義) に定める相互協議」</u> (2) <u>2－7 中の「従来型の条約が適用される場合の取扱い」は、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律 (以下「外国居住者等所得相互免除法」という。) 第 7 条第 22 項 (事業から生ずる所得に対</u>
<u>1－1 (19)</u>	<u>法第 139 条第 1 項 (租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得) に規定する租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との協議</u>	<u>平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条 (相互協議手続) の取扱い等について」(事務運営指針) (以下「日台相互協議指針」という。) 1 ホ (用語の意義) に定める相互協議</u>					
<u>2－7</u>	<u>従来型の条約が適用される場合の取扱い</u>	<u>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税</u>					

改正後			改正前	
		等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第7条第22項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）の規定の適用がある場合の取扱い	<u>する所得税又は法人税の非課税等）の規定の適用がある場合の取扱い」</u>	
<u>2－7</u>	<u>調査に当たり、従来型の条約（法第139条第2項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する「内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約」をいう。）の適用がある場合には</u>	<u>調査においては、外国居住者等所得相互免除法第7条第22項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）の規定の適用があるため</u>	<u>(3) 2－7中の「調査に当たり、従来型の条約（法第139条第2項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する「内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約」をいう。）の適用がある場合には」は、「調査においては、外国居住者等所得相互免除法第7条第22項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）の規定の適用があるため」</u>	
<u>2－8</u>	<u>外国法人の恒久的施設がその本店等のために棚卸資産を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合において</u>	<u>外国法人の外国居住者等所得相互免除法第7条第23項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）に規定する国内事業所等に該当する恒久的施設がその本店等のために棚卸資産を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合には</u>	<u>(4) 2－8中の「外国法人の恒久的施設がその本店等のために棚卸資産を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合において」は、「外国法人の外国居住者等所得相互免除法第7条第23項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）に規定する国内事業所等に該当する恒久的施設がその本店等のために棚卸資産を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合には」</u>	
<u>2－8</u>	<u>その棚卸資産を購入する業務から生ずる所得</u>	<u>当該恒久的施設のその棚卸資産を購入する業務からは</u>	<u>(5) 2－8中の「その棚卸資産を購入する業務から生ずる所得が、その恒久的施設に帰せられるべき所得に含まれないとする定めのある租税条約（法第139条第1項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約をいう。）の適用があるときは、当該恒久的施設のその棚卸資産を購入する業務からは」は、「当該恒久的施設のその棚卸資産を購入する業務からは」</u>	
			<u>(6) 6－11(1)中の「相手国等（平成13年6月25日付官協1－39ほか7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）1ロ（用語の意義）に定める相手国等をいう。）の税務当局」は、「台湾の権限のある機関」</u>	
			<u>(7) 6－11(2)及び7－11(2)中の「外国税務当局」は、「台湾の権限のある機関」</u>	
			<u>(8) 6－13(2)ロ及びニ並びに7－13(2)ロ及びニ中の「合意」は、「解決」</u>	
			<u>(9) 6－14(1)及び7－14(1)中の「合意結果」は、「解決内容」</u>	
			<u>(10) 6－14(2)及び7－14(2)中の「相互協議の合意が成立しなかった」は、「相互協議において解決に至らなかった」</u>	
			<u>(11) 6－17(4)、6－18(2)ハ及びニ、6－20(3)、7－17(4)、7－18(3)及び(4)並びに7－20(3)中の「相互協議の合意が成立した」は、「相互協議において</u>	

改正後			改正前		
	が、その恒久的施設に帰せられるべき所得に含まれないとする定めのある租税条約（法第 139 条第 1 項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約をいう。）の適用があるときは、当該恒久的施設のその棚卸資産を購入する業務からは			<u>解決に至った」</u>	
				(12) <u>6－18(2)ニ及び7－18(4)中の「合意内容」は、「解決内容」</u>	
				(13) <u>6－18(2)ニ及び7－18(4)中の「国税通則法第 23 条第 2 項（更正の請求）」は、「外国居住者等所得相互免除法第 32 条第 1 項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）」</u>	
				(14) <u>6－20(3)及び7－20(3)中の「合意を受け」は、「解決を受け」</u>	
				(15) <u>6－22 及び7－22 中の「平成 28 年 4 月 1 日」は、「平成 29 年 1 月 1 日」</u>	
				(16) <u>7－11(1)中の「平成 13 年 6 月 25 日付官協 1－39 ほか 7 課共同「相互協議の手續について」（事務運営指針） 6 (1)（相互協議の申立ての手續）に定める「相互協議申立書」は、「日台相互協議指針 4 (1)（相互協議の申立ての手續）に定める「相互協議申立書（台湾用）」</u>	
				(17) <u>7－11(1)中の「相手国等（同事務運営指針 1 ロ（用語の意義）に定める相手国等をいう。）の税務当局」は、「台湾の権限のある機関」</u>	
<u>6－11(1)</u>	<u>相手国等(平成 13 年 6 月 25 日付官協 1－39 ほか 7 課共同「相互協議の手續について」（事務運営指針） 1 ロ（用語の意義）に定める相手国等をいう。）の税務当局</u>	<u>台湾の権限のある機関</u>			
<u>6－11(2) 及び 7－11(2)</u>	<u>外国税務当局</u>	<u>台湾の権限のある機関</u>			
<u>6－13(2) ロ 及び ニ 並びに 7－13(2) ロ 及び ニ</u>	<u>合意</u>	<u>解決</u>			
<u>6－13(2) ホ、 6－14(2) ロ 、 7－</u>	<u>その所在する国又は地域の税務当局</u>	<u>台湾の権限のある機関</u>			

改 正 後			改 正 前		
<u>13(2)ホ及び7－14(2)ロ</u>					
<u>6－13(2)ホ、6－14(2)ロ、7－13(2)ホ及び7－14(2)ロ</u>	<u>当該税務当局</u>	<u>当該権限のある機関</u>			
<u>6－14(1)、6－17(4)、6－18(2)ハ及びニ、6－20(3)、7－14(1)、7－17(4)、7－18(3)及び(4)並びに7－20(3)</u>	<u>相互協議の合意が成立した</u>	<u>相互協議において解決に至った</u>			
<u>6－14(2)イ及びハ並びに7－14(2)イ及びハ</u>	<u>相互協議の合意が成立しなかった</u>	<u>相互協議において解決に至らなかった</u>			
<u>6－18(2)ニ及び7－18(4)</u>	<u>合意内容</u>	<u>解決内容</u>			
<u>6－18(2)ニ及び7－18(4)</u>	<u>国税通則法第23条第2項（更正の請求）</u>	<u>外国居住者等所得相互免除法第32条第1項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）</u>			
<u>6－20(3)及び7－20(3)</u>	<u>合意を受け</u>	<u>解決を受け</u>			
<u>6－22及び7－22</u>	<u>平成28年4月1日</u>	<u>平成29年1月1日</u>			
<u>7－11(1)</u>	<u>平成13年6月25日付官</u>	<u>日台相互協議指針4(1)（相互協</u>			

改 正 後			改 正 前		
	協 1－39 ほか 7 課共同 「相互協議の <u>手続につ</u> <u>いて</u> 」(事務運営指針) 6 (1) (相互協議の <u>申立て</u> <u>の手続</u>) に定める「相互 協議申立書」	議の申立ての <u>手続</u>) に定める「相 互協議申立書 (台湾用)」			
7－11 (1)	相手国等 (同事務運営指 針 1 ロ (用語の意義) に 定める相手国等をい う。) の税務当局	台湾の権限のある機関			
(経過的处理(1)・・・ローカルファイルに関する適用時期) (省 略) (経過的处理(2)・・・6－1 (2) 及び 7－1 (2) に定める「確認対象事業年度のうち最 初の事業年度の開始の日」) この事務運営指針の 6－1 (2) (事前確認の申出) 及び 7－1 (2) (事前確認の申 出) に定める「確認対象事業年度のうち最初の<u>事業年度の開始の日</u>」とあるのは、 確認対象事業年度のうち最初の<u>事業年度の開始の日</u>が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までである事前確認の申出については、「平成 29 年 6 月 30 日」と読 み替えるものとする。 <u>(経過的处理(3)・・・6－14 (2) ロ 及び 7－14 (2) ロ に定める「確認対象事業年度のう ち最初の事業年度の開始の日の翌日」)</u> 平成 30 年 2 月 16 日付査調 7－1 ほか 3 課共同「「恒久的施設帰属所得に係る所得 に関する調査等に係る事務運営要領」の一部改正について」(事務運営指針) 6－ 14 (2) ロ 及び 7－14 (2) ロ 中「確認対象事業年度のうち最初の事業年度の開始の日の			(経過的处理(1)・・・ローカルファイルに関する適用時期) (同 左) (経過的处理(2)・・・6－1 (2) 及び 7－1 (2) に定める「確認対象事業年度のうち最 初の事業年度開始の日」) この事務運営指針の 6－1 (2) (事前確認の申出) 及び 7－1 (2) (事前確認の申 出) に定める「確認対象事業年度のうち最初の<u>事業年度開始の日</u>」とあるのは、確 認対象事業年度のうち最初の<u>事業年度開始の日</u>が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までである事前確認の申出については、「平成 29 年 6 月 30 日」と読み替 えるものとする。		

改正後	改正前
<u>翌日」とあるのは、平成 30 年 2 月 16 日より前に行われた事前確認の申出について は、「平成 30 年 2 月 16 日」と読み替えるものとする。</u>	